

○津山工業高等専門学校教育研究技術支援委員会

規程

平成 29 年 3 月 21 日
規 程 第 10 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校に、技術部及び実習工場の円滑な運営を図るため、津山工業高等専門学校教育研究技術支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 技術部の業務計画に関すること。
- (2) 実習工場における実習内容及び実習時間割の編成に関すること。
- (3) その他技術部及び実習工場の重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 技術部長
- (2) 実習工場長
- (3) 専攻科長
- (4) 系長
- (5) 学科長
- (6) 総合情報センター長
- (7) 地域共同テクノセンター長
- (8) 技術部技術長
- (9) 実習工場主任
- (10) 技術部技術班長
- (11) 学生課長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(意見聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、技術部において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。